

令和元年度常陸太田市総合教育会議

会議記録（要旨）

開催日時 令和2年1月22日（水）午後2時47分～午後4時08分
（所要時間：1時間21分）

開催場所 常陸太田市役所 全員協議会室

出席者 大久保太一市長
石川八千代教育長、中村和幸委員（教育長職務代理者）
稲田昌孝委員、安西仁人委員、谷下田幹子委員

欠席者 なし

教育委員会事務局
生天目忍教育部長、荷見久志教育総務課長、根本泰指導室長、井坂修生涯学習課長兼生涯学習センター館長、岩間勇二文化課長、鈴木正明スポーツ振興課長、増山泉学校給食センター所長、指導室梶山啓指導主事

庶務 教育総務課（大須賀真吾企画総務係長、三次敏文主査）

会議経過

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 案件
 - （1）常陸太田市いじめ防止対策基本方針の改訂について（指導室長、指導主事説明）
 - （2）その他
5. 閉会

（市長あいさつ）

令和元年度「総合教育会議」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

教育長をはじめ教育委員の皆様には、日ごろより市政の運営、特に教育施策の推進のため、御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。また、本日は、お忙しい中、本会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成27年4月の「地方教育行政法」の一部改正に伴い、「総合教育会議」が設置され、早いもので5年目となりました。

この法律の改正を受けまして、本市においても、教育施策の方向性を明確にする「教育大綱」を策定し、各種の教育施策の推進に取り組んでいるところでございます。

また、本市では、3年目を迎える第6次総合計画に位置付けられた重点施策を推進し、引き続き本市の最重要課題である少子化・人口減少対策に積極的に取り組むとともに、直面する諸課題の解決に向けて各種施策を推進しているところであります。

さて、近年の本市の人口の推移、「社会減」の状況であります。平成28年度の1年間では「312人」、平成29年度では「254人」となり、平成29年度は社会減が抑えられた1年間でありました。ところが、平成30年度の社会減につきましては、「329人」、今年度、令和元年度につきましては、4月から12月末までの9か月間の数字ではありますが、「196人」となっております。

いずれにいたしましても、人口の減少については、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、少子化・人口減少を考える中で、常々、これを「社会増」に切り替えていきたい、そして、少しでも人口減少に歯止めをかけ、継続できる常陸太田市を築いていきたいと願うところであります。そのためには、学校教育の充実が欠かせないものと考えており、教育を取り巻くまちづくりの推進にあたっては、教育委員会だけではなく、市全体で取り組んでいく必要があると考えております。

本日は、教育委員会施策のうち、「いじめ防止対策について」、を議題といたしますが、教育委員さんとの話し合いをもち、より一層の教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。どうぞ、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(教育長あいさつ)

教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、水府小・中学校一貫教育学校の校舎竣工式に出席いただきまして大変ありがとうございました。新しい校舎が完成し、子どもたちも教職員も、新しい気持ちで教育活動をスタートさせたところであります。教育委員会といたしましても、ふるさと郷土学習の推進や、心の教育の推進をはじめ、各学校の特色、そして各地域の特色を打ち出し、「夢を育み健やかに生きるひとづくり」、いわゆる「夢育」をこれまで以上に推進してまいりたいと考えております。

さて、本日は、大久保市長様を交え、総合教育会議が開催されますことをとても喜ばしく思っております。少子高齢化、人口減少社会を迎え、教育をめぐる環境は大きく変化をしているのではないかと思っておりますが、このような中、さまざまな教育課題にしっかりと対応していくことが重要となってまいります。とりわけ、学校の教育環境については、学校の適正規模・適正配置の考え方、また、これによって必要となる「学校統廃合の問題」が大きな課題となっているところであります。平成30年10月に、学校区それぞれの児童生徒数の推移、そして、これから出生する子どもたちの人口動態を予測して、学校施設整備計画の見直しを図り、学校施設整備計画の改訂版を策定いたしました。現在教育委員会では、この

改訂した計画に基づき、峰山中学校区の3つの小学校の統合、そして金砂郷中学校区の3つの小学校の統合に向け、保護者や地区住民の方々との懇談会や説明会等を通し、諸事項の調整に取り組んでいるところでございます。

本日、この総合教育会議において、大久保市長様と意見交換を行い、共通の認識をもつことが出来るということは、私たち教育委員会にとっても大変有意義であると感じております。

大久保市長様からご助言をいただきながら、本市の教育大綱の基本理念である「夢を育み豊かに生きる人づくり」の実現に向けて、教育委員会、皆で協力をし、取り組んでいく所存であります。よろしくご指導のほどお願い申し上げ、あいさつといたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

【案件】

（教育部長）

それでは、早速案件に移ります。本会議の設置要綱第4条に会議は市長が招集する、会議の議長は市長をもって充てるとされておりますので、大久保市長に議長をお願いし、会議を進めていきます。大久保市長、よろしくお願いします。

（市長）

それでは、会議を進めさせていただきます。次第にありますように、（1）「常陸太田市いじめ防止基本方針の改訂について」、事務局から説明をしていただき、皆様からの質疑等をお受けしていききたいと思います。それでは、事務局から説明願います。

（指導室長）

常陸太田市いじめ防止基本方針の改訂について、その背景を説明いたします。

現在、常陸太田市いじめ防止基本方針は策定して5年が経過しております。このような中、いじめの態様が複雑化・困難化してきており、市の基本方針を見直し、より分かりやすく実効性のあるものに改訂したいと考えております。また、これに合わせまして、いじめ問題対策連絡協議会の設置に関する条例について、3月市議会において条例制定をしたいと考えております。それでは、詳細につきましては、担当の梶山指導主事により説明をさせていただきます。

（指導主事）

それでは、本市の「常陸太田市いじめ防止基本方針（案）について」説明させていただきます。

本市では、「郷土を愛し未来を拓くひとづくり」を教育指針として、心の教育を基盤とした教育活動を推進しているところです。また、学校においては、平成20年に本市の中学生が採択した子ども人権スローガン『やさしさ』と『ありがとう』でつくる笑顔の輪 ～大切なものは近くにある～の精神を醸成し、笑顔とあたたかさのある明るい学校づくりに努めているところです。そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは、

本市教育の質的向上を図る上でも、重要な意味をもつものであると考えます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為であります。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、市教育委員会では、全ての児童生徒が安全で安心して学校生活を送る中で、「生きる力」の育成を確かなものとし、将来の「夢」や「志」を育む環境を社会全体で作り上げることを目指して、学校、家庭、地域社会が一体となり、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものとなりました。

本市の「常陸太田市いじめ防止基本方針」は、平成26年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成26年10月に定められ、現在、5年以上が経過しております。また平成29年3月に文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定し、平成31年1月に県では「いじめの重大事態対応マニュアル」が策定されました。

いじめの問題につきましては、各学校において、未然防止、早期発見・早期対応を行っているところではあります。しかしながら、最近のいじめ問題の複雑化や保護者の考え方の変化等により、対応が難しくなっているのが現状であります。

そのため、地域及び学校の実情に応じた基本方針の見直しを行い、ガイドラインに沿った重大事態への対処等、必要な措置を講じられるよう、今回、いじめ防止基本方針の改訂を提案させていただきます。

それでは、常陸太田市いじめ防止基本方針（案）について、説明させていただきます。資料をご覧ください。

1ページの「1 いじめ防止等に関する基本的な考え方」について、説明いたします。ここでは、「いじめの定義」や「いじめ問題の克服に向けた基本的な方向」「基本姿勢」について、示しています。いじめについての定義を確かなものにするとともに、児童生徒達にいじめは許されない行為であることを理解させる、私たち大人は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるという共通認識の下、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならないとしています。

次に、2ページの「2 市及び教育委員会における取組」について、説明いたします。ここではまず、「常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会」「常陸太田市いじめ調査委員会」「常陸太田市いじめ再調査委員会」の設置について説明しています。これらについては、3月議会での条例設置に向け、対応しているところです。さらに、いじめの未然防止や早期発見、実態把握、教職員研修等の充実等について、説明しております。さらに、教育委員会が主体となって保護者向けのアンケートを実施していじめ等に関する情報収集を行ったり、生徒指導連絡協議会や校内研修を充実させたりするようにしております。

続いて、3ページの「3 学校の取組」について、説明いたします。各学校においては、

必ず「学校いじめ防止基本方針の策定」と「いじめの防止等の対策のための組織の設置」を行うこととしています。学校いじめ防止基本方針においては、児童生徒や保護者、地域に対し、いじめ防止等の取組について広く周知し、理解を得るようにしています。また、校長や教頭の管理職をはじめ、養護教諭やスクールカウンセラーなど幅広い人材で構成し、いじめの未然防止やいじめの早期対応を効果的に行うために、いじめの防止等の対策のための組織を設置することとしました。さらに、児童生徒に対し、いじめについての理解・啓発をしたり、いじめの未然防止や早期発見・早期解消、教職員研修の充実に努めたりすることで、学校全体でいじめ問題に取り組む内容を示しました。

続いて、6 ページの「4 重大事態への対処」について、説明いたします。ここでは、いじめの重大事態を定義するとともに、いじめの重大事態への対処の流れについて示しております。調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものでありますから、事実関係を可能な限り正確を期して、網羅的に明確にするために行います。なお、調査結果は、市長へ報告することとします。また、市長が再調査の必要があると認めた場合、再調査委員会を設置し、再調査を行います。再調査委員会の結果については、市長が市議会に報告することとなっています。

最後に、6 ページ、7 ページの「5 家庭の役割」「6 地域の役割」について説明いたします。いじめ問題は、学校だけでは十分な対応ができるとは言えません。家庭や地域の協力を得ながら、子ども達をいじめから守る必要があります。

そこで「家庭の役割」としまして、保護者は子どもとの関わりを大切にしながら、子どもの学校生活の把握に努めたり、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身につけられたりするよう、示しました。さらに、子どもとの関わりから規範意識を身につけさせたり、いじめられていないか確認したり、もし、いじめを受けている場合は学校と協力しながら早期解消に向けた取組を行うよう示しました。

「地域の役割」としましては、児童生徒と地域との様々な交流や体験を通して、心の結びつきを深める環境づくりを推進したり、地域の方々が意識していじめの発見に積極的に取り組んだりして、市教育委員会や学校と協力しながら対応することを示しました。

なお、別添の資料1は「常陸太田市いじめ防止基本方針新旧項立て表」です。これまで説明させていただいたことを示しております。また、資料2から資料6までが、常陸太田市小・中学校におけるいじめの認知件数や携帯電話等の所持などにおける現状ということで、参考資料として添付させていただきました。

以上で、「常陸太田市いじめ防止基本方針の改訂(案)について」の説明を終わりにします。よろしくお願いします。

(市長)

いじめ防止について、これまでの事例、例えば、取手市で起きたいじめ・自殺事件を受けて対策を

講じなければならないのだと思う。学校において、早期発見や実態把握が大変重要なことになる。そういう意味で伺いたいのだが、学校の複数担任制についてはどういうふうに考えているのか？

(教育長)

現在、本市では、担任教諭と学年主任が主となって生徒指導問題に対応している。本市の場合、小規模校が多いが、全教員が全校児童生徒に対応しているというのが実態。いじめの問題は、見えないところで起きる、問題が深刻化していくといった部分がある。子どもが教諭に訴えられるようにしていく体制が必要となる。中学校では、教科担任制をとっているので、複数の教諭が生徒を見られる。小学校では、学級担任制なので、関係作りは教諭と児童の関係になりがち。職員室間での問題共有が重要になる。

(委員)

本市に限らず、学校の学級数の減少からその学校で勤務する教員数の減少が問題でもある。過去には、教諭の人数も多くいることから、情報共有するための時間が設けられ、一人の教諭が何十人の子どもたちを見るのではなく、学校全体で子どもたちを見るというような体制があった。今は情報共有ができない状況にある。教員同士、連携とか共通理解が大切。一人が抱え込まないこと。前回との大きな違いは調査委員会が加わったことか？重大事態だが、調査委員会の設置についてはどうか？

(委員)

学校現場では、調査をすること自体が大きな支障になる。学校がやることについては学校任せではなく、市教育委員会もやらなければダメだと思う。授業時間を確保しなければならないし、教員が実態把握、事実関係の把握をしようにも、受け止め方によっては児童を疑うようになる。取り調べをしてるされているような関係になってしまうことも懸念される。学校に任せきりにならないように、学校に調べて欲しいものは学校、市教育委員会はサポートに回ること。このような事柄が本方針の改訂に明文化されていない。

(市長)

市教育委員会はどういう状況で介入するのか？

(指導主事)

資料の2ページ、2（1）に市及び教育委員会における取組という表記があります。現在もそうですが、市にはいじめ問題対策連絡協議会という会議を設置しております。年に2回、警察署や児童相談所、福祉事務所子ども福祉課、学校、教育委員会指導室などで構成されております。関係機関との連携強化の一助となり、情報共有やその後の対応策について話し合いの場を設けております。

(委員)

この方針改訂にあたっては、教員の対応に係る考え方が十分ではないような気がする。例えば、教員が児童生徒に対応する際のチェック項目を入れたらどうか？もちろんないことが前提であるが、教員側によるハラスメント問題。これについては誤解が起きやすい問題につながると思っていて、これだけ今の時代、SNSによるコミュニケーションが日常的になっていて、教員と児童生徒のラインに

よる連絡はよいことなのか？本文中にも、情報モラルとか社会的ルールやマナー等の表記がいくつか出てくるが、どこまでが良いとか悪いとか？基準みたいなものが実際にはわからない。なので、この方針には、教員自身の関わり方がおかしいのでは？とチェックするような取組体制も含めて、明記することも検討したほうがよいと感じている。そういう意味でも、学校と児童生徒というのは信頼や安心の関係を崩してはならない。関係性を崩すと相談できない、しにくい関係になる。なので、複数担任制はいいことではあるが…

(教育長)

本市の場合、小規模な学校が多いわけなので、考え方としては全教員担任制の考え方がよい。教職員の数が増えることがよいが、国が示す学級編制・教職員定数標準法があるので、それは無理。ならば、市費対応においてそこに予算を投じ、体制づくりを図る。今の状況では、そのような役割を養護教諭等に担ってもらっているというところ。難しいのは、市教育委員会が設置するいじめ調査委員会はいつ発動するのか？何をもって重大事態とするのか？運用上の問題で、その辺の判断基準を明確にしておくことが重要。

(委員)

別冊の資料に携帯電話等の所持・使用に関するアンケート調査ですが、これはすでに調査を行ったものですか？

(指導主事)

はい。そうです。

(委員)

例えば、資料の4問4、携帯電話の使用のルールだが、守っているか？の問いに答えが「はい」。でも本当はアンケートで知っておくべきことは、その実態、そのルールの中身が何かということだと思う。アンケート調査をするにあたり、携帯電話の使用ルールがどんなルールであるのか？をもっと把握しておかなければ、その後の対応に活かされないと思う。先にも触れたが、先生と子供、先生と保護者、この関係の場合、ラインによるやりとりはどこまでがルール・マナーなのか？1対1をやってよいのか？現場においては、何らかの基準を作っておかなければならない。ほかに学校行事の際には、学校側は保護者に伝えていることだが、個人のスマートフォンで子どもたちの学校行事を撮影する。それをSNSに載せる。このこともどこまでがよいの？等、ルールとマナーが個人個人で異なり、基準化されていない。この方針改訂を策定することで、学校と市教育委員会で共通の認識をもっておかれるようお願いしたいです。

(市長)

これまでの話、子どもたち自身の危機管理はどのようにあるのか？わからないが、ただSNSに絡む問題が、子どもたちの犯罪被害につながることも懸念されるので、大きな課題です。

(教育長)

資料の6ページ、重大事態への対応ですが、(1)(2)あたりは責任の所在がハッキリしていない

感がある。責任者を明記した方がその責任の所在が明らかな体制の方がよい。組織の長ということで作っておいた方がよい。

(委員)

資料の2と3、いじめの認知件数の資料があります。全国でも格差があることだが、市内においても同様。この辺は市教育委員会ではどのように考えていますか？

(指導主事)

いじめの認知件数が多いとよい・悪いという問題ではない。傾向としては、児童生徒数が多い学校ほど子ども同士の交流も複雑にからみ、いじめの認知件数が多い、小規模校ほど、アットホームというか特定の関係性のつながりが多く、いじめ認知件数が少ない傾向にはあるようです。このようなアンケートは保護者聴き取りによって行っているもの。問題は発見できないものに対する対応です。認知したものについては3か月間程度、継続して状況把握に努めています。

(委員)

問題は件数の多い少ないではない。ただ、傾向として、学校は年度年度で報告件数に大きな増減がないようです。このことは学校そのものの特性なのか？校長の特性か？何が大切かと言うならば、例えば100件認知と報告している学校の場合、学校長はその100件の中身をきちんと認識しているか？認知件数を3件と報告した学校の場合、学校長はその3件を認識しているのか？ということですか。いじめ問題の深刻化という問題は、隠れたところに問題が潜んでいます。校長の責任は明確にさせることはとても重要なこと。複数担任によりもっと細かに把握できるとよい。

(市長)

いずれにしても大きな課題のひとつ。判断基準やルール作りなど、対応策にこれという一つの正解はないので、難しい問題ではあります。ただ、いじめは許されないこと、あってはならないことという全体の意識のレベルアップというか、そういう取組を進めていってほしい。学校だけにとどまらず、家庭からも問題意識の醸成を図り、課題等が吸い上げられるような体制を作っていただきたい。

そのほか、よろしいでしょうか？このあたりで終了とし、次に進みます。次第の「その他」ですが、何か事務局でありますか？

(委員)

特にありません。

(教育部長)

特にございません。

(市長)

本市としては、市教育施策のPRをさらに充実させ進めてもらいたいと考えている。国も保育料の無償化など、教育や子育てに関する施策を進めている。本市の有意性もどんどん薄れてしまっている。もっとアピール性を強くしていきたい。小学校入学時の児童数を見ても、出生時と比較すると50人

から60人程度、小学校入学児童数が増えている傾向にある。30代前半の子育て世帯の転入が多くあるということ。ただ15歳から25歳前後あたりの若者が逆に転出されている実態もある。その意味でも、子どもの養育や教育に関する施策が重要性をもつ。

(教育長)

現在、教育委員会においても「夢育」の取組状況をまとめている。常陸太田市の教育ってすごいんです。というところを各課において打ち出そうとしている。教育ってなかなか成果が表面に見えにくいので、地域に学校の魅力、教育委員会施策の魅力をPRしていかなければならない。

(委員)

ハード面もソフト面も学校の先生には、もっとアイデアを出し合ってやってもらいたいと思う。学校が当たり前のことを当たり前にやっていたらそれまでに過ぎない。

(委員)

常陸太田の教育がすごいことをアピールしてほしいです。空き家対策と併せて、市全体で子育て支援と併せて、学校の魅力アップを図っていただきたいですね。

(市長)

本市は子育て世帯にとって、住みたい田舎というタイトルで全国1位、2位、4位と推移している。今は大分県が上位になっている。一村一品運動といって、地域の魅力アップを図っている。本市の場合、先ほども触れたが、小学校新入学児童の数が、出生児段階よりも増えている。常陸太田の教育の魅力と少子化対策や子育て支援の施策と掛け合わせて、今後の取組を推進していってほしい。

その他、教育委員さん、なんでも結構です。何かありますか？

ないようですので、進行を事務局にお返しいたします。

(教育部長)

ありがとうございました。

以上をもちまして令和元年度総合教育会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会) 16:08

令和元年度
総合教育会議 出席者 名簿

(構成員)

	氏 名	役 職 等
1	大久保 太一	常 陸 太 田 市 長
2	石川 八千代	教 育 委 員 会 教 育 長
3	中村 和幸	教育委員会教育長職務代理者
4	稲田 昌孝	教 育 委 員 会 委 員
5	安西 仁人	教 育 委 員 会 委 員
6	谷下田 幹子	教 育 委 員 会 委 員

(教育委員会事務局)

	氏 名	役 職 等
1	生天目 忍	教 育 部 長
2	荷見 久志	教 育 総 務 課 長
3	根本 泰	指 導 室 長
4	井坂 修	生涯学習課長兼生涯学習センター館長
5	岩間 勇二	文 化 課 長
6	木村 久男	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
7	大久保 佳明	図 書 館 長
8	増山 泉	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

(庶務)

	氏 名	役 職 等
1	大須賀 真吾	教育総務課企画総務係長
2	三次 敏文	教育総務課主査兼係長